

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

改訂 平成31年3月27日
条例第15号

廃棄物の問題は、今や地球全体の問題であると同時に、地球的な規模での環境の保全と資源の有効活用を図ることからも、その適切な対応が求められている。この解決のためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、その再利用、資源化を図っていくことが緊急かつ重要な課題となっている。

市民、事業者及び行政が一体となり、各々の立場で理解し、生活様式、経済の仕組み等を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えていくことが必要である。

八王子市は、かけがえのない地球を守り、これを後世に引き継ぐため、廃棄物を適正に処理し、再利用を推進することにより生活環境の保全に努め、人類と環境が調和したリサイクル推進都市を目指し、全力を尽くすものである。

このような認識の下に、この条例を制定する。

（収集又は運搬の禁止等）

第36条の2 市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 第21条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（八王子市行政手続条例の適用除外）

第36条の3 前条第2項の規定による命令については、八王子市行政手続条例（平成7年八王子市条例第28号）第3章の規定は、適用しない。

（罰則）

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第36条の2第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第39条の規定による命令に違反した者
- (4) 第42条の規定による命令に違反した者
- (5) 第63条第3項の規定による命令に違反した者